# 忠岡町加齢性難聴補聴器購入費用助成事業について (事前申請制)

# 概要

高齢者が補聴器を購入する場合に要する費用の一部を助成することにより、加齢性難聴による閉じこもりを予防し、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促進し、健康増進に資することを目的に、高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。

. 対象となる方(以下の要件をすべて満たす方)
□ 忠岡町の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の方。
□ 町民税非課税世帯(申請月が 4 月から 5 月の場合は前年度の町民税、6 月から翌
年3月の場合は当該年度の町民税を対象とする。)または生活保護受給中の方。
□ 医師から補聴器が必要(両耳の聴力レベルがそれぞれ 40 デシベル以上)と認めら
れた方。
□ 身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない方。
2. 助成内容
□ 左右いずれかの耳に装用する <u>補聴器本体 1 台分</u> の購入費用。 1 人 1 回限り。
□ 管理医療機器として認定された補聴器購入にかかる費用の2分の1。
ただし、 <u>上限額 50,000 円。</u>
<u>N</u> 助成対象外
□ 助成決定前に購入した機器。
□ 故障、修理、メンテナンスなどの費用及び集音器の購入費並びに診察料、検査料、
証明書料、送料その他購入のために要した費用。
3. 注意事項
□ 助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。
□ 決定通知書到着後に補聴器を購入のうえ、決定日から原則 <u>2 か月以内</u> に助成金を請
求してください。
口 医唇機関で診断を受けた結果 助成の対象とならない場合があります

#### 4. 必要書類

### 申請時

- ① 加齡性難聴補聴器購入費用助成申請書
- ② 加齢性難聴補聴器購入費用助成医師意見書(身体障害者手帳指定医師作成のもの)
- ③ ②の意見書に基づき、言語聴覚士又は認定補聴器技能者が所属する補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

### 請求時

- ④ 加齢性難聴補聴器購入費用助成金請求書兼口座振替依頼書
- ⑤ 町から送付された助成決定通知書の写し
- ⑥ 補聴器の購入に係る領収書※①②④⑤については指定様式、③⑥については任意様式です。



#### 5. 助成の流れ

# 相談

•福祉課へご相談ください。

•医師意見書と保険証を持って、身体障害者手帳指定医師のいる耳鼻咽喉科を受 診してください。

受診

•医師により補聴器が必要と認められた場合は医師意見書を記入してもらってください。(受診料、意見書作成料はご本人様の負担となります。)

見積

•医師が作成した意見書を持って**言語聴覚士又は認定補聴器技能者が所属する補聴器販売事業者**にて補聴器の見積書をもらってください。(補聴器は管理医療機器として認定されたものに限ります。)

•福祉課へ申請してください。

申請

•内容を確認後、町から決定通知書(要保管)と請求書兼口座振替依頼書をお送りします。

購入

•決定通知書到着後、補聴器を購入し、原則2カ月以内に請求書兼口座振替依頼書 に領収書を添付し、助成決定通知書の写しと併せて提出してください。

助成

•助成金をご指定の口座に振り込みます。

お問い合わせ先: 忠岡町健康福祉部福祉課 TEL 0725-22-1122 内線 204